受入同意書にご署名いただく前に、必ず本紙記載内容をご確認ください。

(1)日本入国に係る査証申請の必要について

　2022年5月1日現在、日本においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、水際対策強化に係る新たな措置(27)が運用されています。この措置を受け、台湾から日本へ入国するには、査証（ＶＩＳＡ）申請をする必要があります。

(2)「受付済証」の発行手続きについて

　査証申請については本フェローシップ事業の申請者本人が行うことになりますが、申請時に必要な書類のひとつに「受付済証」という書類があります。この書類は、受入先機関が厚生労働省の入国者健康確認センターが運用する、入国者健康確認システム（ＥＲＦＳ）を用いて申請し、発行する必要があります。受入先機関とは、受入同意書に署名をいただいた方が所属する大学・企業等の機関（以下、所属機関）のことを指します。

　そのため、申請者が採用された場合には、所属機関において「受付済証」の発行手続きが必要であることをご承知おきください。

(3)所属機関への確認について

　申請者の採用が決定した後に、査証申請に必要な「受付済証」の発行ができないことが判明した場合、申請者は他の受入先を探さなければならず、研究活動に大きな影響が出る可能性があります。

　そこで、下記の２点の可否について事前にご確認ください。（署名時点での状況）

　①外国人研究者の受入の可否について

　　所属機関において外国人研究者を受け入れることが可能か。

　②「受付済証」の発行の可否

　　所属機関が入国者健康管理システムを利用し、「受付済証」の発行が可能か。

(4)確認後の対応

　(3)記載の確認事項２点について、どちらも「可」であれば受入同意書に署名いただくことができます。どちらかが「否」である場合には、受入ができない旨を申請者に通知ください。

【参考】

①水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html>

②入国者健康確認システム

<https://entry.hco.mhlw.go.jp/>